

令和 3 年度

鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出  
決算及び基金運用状況審査意見書

鹿児島市監査委員



監 査 第 9 5 号

令和 4 年 8 月 8 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央 殿

鹿児島市監査委員	内 山	薫
同	小 迫	義 仁
同	志 摩	れい子
同	大 森	忍

令和 3 年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 3 年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を決定したので、鹿児島市監査委員条例第 7 条及び第 1 0 条の規定に基づき提出します。



# 目 次

## 令和3年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1	審査の基準	1
第2	審査の種類	1
第3	審査の対象	1
第4	審査の着眼点	1
第5	審査の主な実施内容	1
第6	審査の実施場所及び日程	1
第7	審査の結果	2
1	決算の総括	2
(1)	決算の状況	3
(2)	予算の執行状況	4
2	一般会計	6
(1)	歳入	6
第1款	市 税	10
第2款	地方譲与税	13
第3款	利子割交付金	14
第4款	配当割交付金	14
第5款	株式等譲渡所得割交付金	14
第6款	法人事業税交付金	15
第7款	地方消費税交付金	15
第8款	ゴルフ場利用税交付金	16
第9款	環境性能割交付金	16
第10款	地方特例交付金	16
第11款	地方交付税	17
第12款	交通安全対策特別交付金	18
第13款	分担金及び負担金	19
第14款	使用料及び手数料	20
第15款	国庫支出金	21
第16款	県支出金	22
第17款	財産収入	23
第18款	寄付金	24
第19款	繰入金	25

第20款	繰越金	26
第21款	諸収入	26
第22款	市債	28
(2) 歳出		30
第1款	議会費	32
第2款	総務費	33
第3款	民生費	34
第4款	衛生費	36
第5款	農林水産業費	37
第6款	商工費	38
第7款	土木費	39
第8款	消防費	41
第9款	教育費	42
第10款	災害復旧費	44
第11款	公債費	46
第12款	諸支出金	48
第13款	予備費	49
3 特別会計		50
(1) 土地区画整理事業清算特別会計		50
(2) 中央卸売市場特別会計		52
(3) 地域下水道事業特別会計		55
(4) 桜島観光施設特別会計		58
(5) 国民健康保険事業特別会計		61
(6) 介護保険特別会計		65
(7) 後期高齢者医療特別会計		69
(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		73
4 財産に関する調書		77
第8 まとめ		80
付 表		83
(その1) 歳入歳出決算総括表		84
(その2) 純計決算総括表		84
(その3) 一般会計歳入・歳出款別決算総括表		86
(その4) 一般会計歳出節別決算総括表		88

(その5) 特別会計歳入・歳出決算総括表	90
(その6) 主な施設の利用状況の推移	92

### 令和3年度鹿児島市基金運用状況審査意見

第1 審査の基準	101
第2 審査の種類	101
第3 審査の対象	101
第4 審査の着眼点	101
第5 審査の主な実施内容	101
第6 審査の実施場所及び日程	101
第7 審査の結果	101
1 総括	102
2 基金別運用状況	102

### 注 記

- 文中の金額は、原則として万円単位で表示し、単位未満は切り捨てた。また、諸表中の千円単位については、原則として単位未満は切り捨てた。  
したがって、合計額又は差引額が一致しない場合がある。
- 諸表中の「△」を付した数値は、減又はマイナスの数値である。
- 文中及び諸表中の比率は、原則として小数点第2位を四捨五入した。  
したがって、比率の合計又は差引が一致しない場合がある。
- 文中及び諸表中の前年度に対する増減率において、当年度に全て増加したものは「皆増」と、全て減少したものは「皆減」と表示している。
- 諸表中の「ポイント」とは、百分率間又は指数間の単純差引数値である。
- 諸表中の「0.0」は、該当数値はあるが単位未満のもの又はポイントで差引数値が0のもの、「-」は、該当数値がないか、あっても算出不能なものである。
- 単年度収支は、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いたものである。



令和3年度鹿児島市一般会計・特別会計  
歳入歳出決算審査意見



# 令和3年度鹿児島市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

## 第1 審査の基準

本審査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

## 第2 審査の種類

地方自治法第233条第2項の規定に基づく決算審査

## 第3 審査の対象

### 1 一般会計

令和3年度 鹿児島市一般会計歳入歳出決算

### 2 特別会計

令和3年度 鹿児島市土地区画整理事業清算特別会計歳入歳出決算

令和3年度 鹿児島市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算

令和3年度 鹿児島市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度 鹿児島市桜島観光施設特別会計歳入歳出決算

令和3年度 鹿児島市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度 鹿児島市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度 鹿児島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和3年度 鹿児島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

## 第4 審査の着眼点

一般会計及び各特別会計の決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査することを主たる着眼点として審査を行った。

## 第5 審査の主な実施内容

各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類が、関係法令に基づいて作成されているか、計数は正確であるか、また予算の執行が適正かつ効率的に行われているかについて、関係部局から提出された資料と照合点検するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

## 第6 審査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

監査事務局の執務室

### 2 実施日程

令和4年6月30日から同年8月8日まで

## 第7 審査の結果

各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に基づいて作成されており、計数は正確であると認めた。

また、各会計における予算の執行は、おおむね適正かつ効率的であると認めた。

各会計における歳入歳出の状況は、個別に記載のとおりである。

### 1 決算の総括

当年度の一般会計及び特別会計の決算額の総計は、歳入 4,432 億 8,347 万円、歳出 4,340 億 8,901 万円、差引額は 91 億 9,445 万円で、総計決算額から、各会計相互間における繰入金及び繰出金の重複額 173 億 659 万円を控除した純計決算額は、歳入 4,259 億 7,688 万円、歳出 4,167 億 8,242 万円となっている。決算の概要は次の表のとおりである。

#### 決 算 の 概 要

(単位：千円)

区 分	歳 入	歳 出	歳入歳出 差 引 額 (A)	翌年度へ繰り 越すべき財源 (B)	実質収支 (A)-(B)
一 般 会 計	307,993,202	297,399,973	10,593,228	1,636,079	8,957,149
特 別 会 計	135,290,270	136,689,043	△ 1,398,773	58,587	△ 1,457,360
<b>総 計 (C)</b>	<b>443,283,472</b>	<b>434,089,017</b>	<b>9,194,455</b>	<b>1,694,667</b>	<b>7,499,788</b>
重 複 額 (D)	17,306,590	17,306,590	0	—	—
純 計 決 算 額 (C) - (D)	425,976,882	416,782,426	9,194,455	—	—
一 般 会 計	307,988,041	280,098,544	27,889,497	—	—
特 別 会 計	117,988,840	136,683,882	△ 18,695,042	—	—

## (1) 決算の状況

総計決算額を前年度と比較すると、歳入は412億3,969万円(8.5%)、歳出は471億4,059万円(9.8%)それぞれ減少している。

これを会計別にみると、一般会計では歳入は444億2,532万円(12.6%)、歳出は492億7,249万円(14.2%)それぞれ減少している。

また、特別会計では歳入は31億8,562万円(2.4%)、歳出は21億3,190万円(1.6%)それぞれ増加している。

総計の歳入歳出差引額及び実質収支を前年度と比較すると、歳入歳出差引額は59億89万円(179.2%)、実質収支は55億7,447万円(289.5%)それぞれ増加している。

当年度の単年度収支を会計別にみると、一般会計は45億7,924万円、特別会計は9億9,522万円のそれぞれ黒字となっている。

### 決 算 額 の 状 況

(単位：千円，%)

区 分	3 年 度	2 年 度	前 年 度 比 較		
			金 額	増 減 率	
一 般 会 計	歳 入	307,993,202	352,418,522	△ 44,425,320	△ 12.6
	歳 出	297,399,973	346,672,473	△ 49,272,499	△ 14.2
	差 引 額	10,593,228	5,746,049	4,847,179	84.4
	実 質 収 支	8,957,149	4,377,901	4,579,247	104.6
	単年度収支	4,579,247	△ 4,814	4,584,061	95,218.1
特 別 会 計	歳 入	135,290,270	132,104,649	3,185,620	2.4
	歳 出	136,689,043	134,557,138	2,131,905	1.6
	差 引 額	△ 1,398,773	△ 2,452,488	1,053,715	43.0
	実 質 収 支	△ 1,457,360	△ 2,452,588	995,227	40.6
	単年度収支	995,227	133,622	861,604	644.8
総 計	歳 入	443,283,472	484,523,172	△ 41,239,699	△ 8.5
	歳 出	434,089,017	481,229,611	△ 47,140,594	△ 9.8
	差 引 額	9,194,455	3,293,560	5,900,894	179.2
	実 質 収 支	7,499,788	1,925,313	5,574,475	289.5
	単年度収支	5,574,475	128,808	5,445,666	4,227.7

## (2) 予算の執行状況

一般会計及び特別会計の当初予算額の総計は3,986億7,200万円で、補正予算において417億2,354万円を増額し、前年度からの繰越額149億4,570万円を加えた予算現額は4,553億4,124万円となっている。

また、予算現額に対する収入率及び執行率は、それぞれ97.4%、95.3%となっている。

これを会計別にみると、一般会計では収入率が97.6%、執行率が94.2%、特別会計ではそれぞれ96.8%、97.8%となっている。

### 予 算 の 執 行 状 況

(単位：千円)

区 分	予 算 現 額			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繰越財源充当額 又は繰越額	計
一 般 会 計	266,154,000	37,600,053	11,848,273	315,602,326
特 別 会 計	132,518,000	4,123,487	3,097,431	139,738,918
総 計	398,672,000	41,723,540	14,945,704	455,341,244

(歳入)

(単位：千円，%)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	収 入 率	
					対 予 算	対 調 定
一般会計	315,602,326	320,634,224	307,993,202	△ 7,609,124	97.6	96.1
特別会計	139,738,918	139,087,926	135,290,270	△ 4,448,647	96.8	97.3
総 計	455,341,244	459,722,150	443,283,472	△ 12,057,771	97.4	96.4

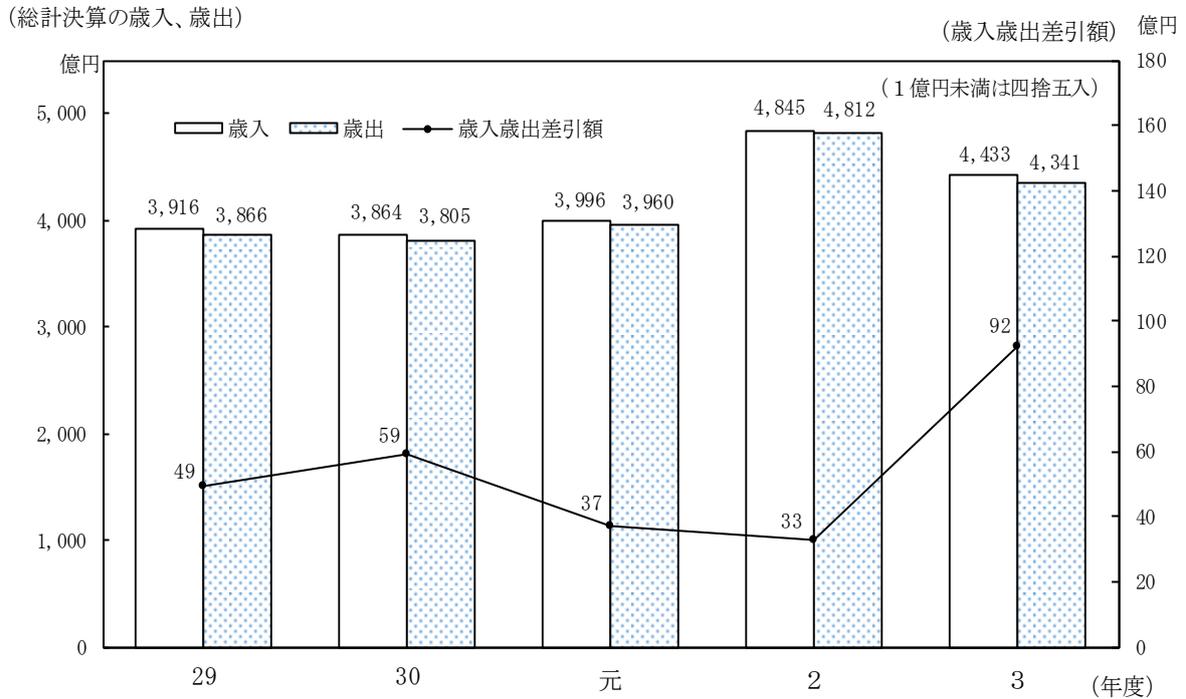
(歳出)

(単位：千円，%)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不用額	執行率
一 般 会 計	315,602,326	297,399,973	11,783,294	6,419,057	94.2
特 別 会 計	139,738,918	136,689,043	65,087	2,984,786	97.8
総 計	455,341,244	434,089,017	11,848,382	9,403,844	95.3

なお、総計決算の歳入、歳出及び歳入歳出差引額の推移並びに会計別歳出額の推移は、次のグラフのとおりである。

### 総計決算の歳入、歳出及び歳入歳出差引額の推移



### 会計別歳出額の推移 (1億円未満は四捨五入後調整)

